

特定非営利活動法人日本レスキュー協会と 災害時における災害対応支援に関する協定を締結しました

堺市では、特定非営利活動法人日本レスキュー協会（兵庫県伊丹市下河原 2-2-13）と「災害時における災害対応支援に関する協定」を締結しました。

本協定により、大規模な地震等の災害が発生した時に、高度に訓練された災害救助犬やセラピードッグの派遣等の支援を受けることができ、本市の災害対応に重要な役割を果たすことが期待されます。

1 日 時 令和 6 年 7 月 22 日（月）午前 10 時 30 分～午前 10 時 50 分

2 場 所 堺市役所 本館 4 階 秘書課応接室（堺市堺区南瓦町 3 番 1 号）

3 出席者 特定非営利活動法人日本レスキュー協会

理事長 多田 修 氏

副理事長 松崎 直人 氏

災害救助犬事業責任者 高木 美佑希 氏

動物福祉事業責任者 辻本 郁美 氏

災害救助犬 太陽 君

堺市

市長 永藤 英機

4 主な協定内容

- (1) 災害救助犬を派遣し、搜索活動を支援すること
- (2) セラピードッグを派遣し、被災者のケアを行うこと
- (3) 被災ペットの飼育支援等を行うこと
- (4) その他災害時において必要と認められる活動

5 永藤市長のコメント

特定非営利活動法人日本レスキュー協会様と災害対応支援に関する協定を締結できたことを嬉しく思います。豊富な知見やこれまでの経験を活かし、令和 6 年能登半島地震でも支援活動にご尽力されたと伺っています。この協定を契機に、発災時に速やかに行方不明者の搜索や被災者のケアといった支援が受けられるよう互いの連絡体制を整備したいと考えています。

6 多田理事長のコメント

堺市と防災協定を締結できることを大変嬉しく思います。

特定非営利活動法人日本レスキュー協会は、阪神大震災をきっかけとして設立し、1 人でも多くの被災者を発見できるように日頃から様々な訓練を行っています。能登半島地震では、災害救助犬の派遣はもとより、セラピードッグの派遣や被災ペット支援を行っており、これらの経験を堺市への支援活動に活かしていきたいと考えています。

7 協定締結の様子



左から多田理事長、永藤市長



問い合わせ先

担 当 課: 危機管理室 防災課
電 話: 072-228-7605
ファックス: 072-222-7339

災害時における災害対応支援に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）とは、災害救助犬の派遣等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、堺市内において、地震、風水害、大火災その他の災害等が発生した場合において、甲が行う災害対応に対する乙の支援活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

（活動の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の各号を内容とする活動を要請することができるものとする。

- （1）災害救助犬を派遣し、搜索活動を支援すること。
- （2）セラピードッグを派遣し、被災者のケアを行うこと。
- （3）被災ペットの飼育支援等を行うこと。
- （4）その他災害時において必要と認められる活動

（要請）

第3条 甲は、前条各号に規定する活動を要請する場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した要請書（様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請ができることとし、後日文書で提出するものとする。

- （1）要請する活動内容
- （2）活動する場所
- （3）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な限り実施するものとする。

2 乙は、活動体制が整ったときは、速やかに派遣の構成や現場到着予定時刻等の必要な事項を甲に連絡するものとする。

（指示）

第5条 乙は、活動を行う現場においては、甲の指定する現場責任者の指示に従い活動を行うものとする。

（活動の終了）

第6条 活動の終了は、甲又は甲の指定する現場責任者が活動の終了を告げたとき、並びに乙の都合により活動の続行が不可能となったときとする。

- 2 乙は、前項の活動を終了したときは、甲に対して、文書によりその内容等を報告するものとする。ただし、現場の状況等により、口頭等で報告ができることとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(費用負担)

第7条 第2条に規定する活動を実施するための費用は無償とする。ただし、活動を行うために特別の費用が発生する場合は、甲乙協議するものとする。

(責任負担)

第8条 第2条に規定する活動の実施において発生した事故等（第三者に損害が生じた場合を含む。）に対する責任は、乙が負うものとする。ただし、事故等の原因が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(連絡体制の確認)

第9条 第2条に規定する活動を円滑に実施するため、甲乙間の連絡体制を互いに確認するものとする。

- 2 甲及び乙は、連絡先に変更があった場合、速やかに、相手方に通知するものとする。

(訓練への協力)

第10条 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に可能な範囲で協力するものとする。

(協定期間等)

第11条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも本協定に関し特段の意思表示がない時は、協定期間は有効期間が満了する日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

- 2 甲及び乙は、本協定を解除しようとする時は、協定の解除を希望する日の1か月前の日までに申し出をし、甲乙協議の上、解除することができる。

- 3 甲及び乙は、本協定の内容を変更するときは、甲乙協議の上、本協定の変更を行うものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

令和6年7月22日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 永 藤 英 機

乙 兵庫県伊丹市下河原2丁目2番13号
特定非営利活動法人日本レスキュー協会
理事長 多 田 修

(様式)

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人日本レスキュー協会 様

堺 市 長

要 請 書

災害時における災害対応支援に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり支援を要請します。

記

- 1 要請する活動内容
- 2 活動する場所
- 3 前各号に掲げるもののほか必要な事項